

PCB含有電気工作物（電気事業法）について

（自家用電気工作物の設置者・関係者向け説明資料）

令和4年度

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課

※本説明資料の内容については、今後、一部修正が加えられる場合があることにご留意下さい。

1. 高濃度PCB含有電気工作物に関する現況

2. PCB含有電気工作物の施設制限

3. PCB含有電気工作物に関する必要な届出

4. 参考資料（付録）

- ・提出先、問い合わせ先の詳細**
- ・届出様式記載例**
- ・銘板でわかる高濃度PCB含有電気工作物**

1 ① 自家用電気工作物とは

- 主として、電圧6,600ボルト以上の電気を受電する工場、ビル等の事業場内に存在。
- 事業場内では、高圧受電設備（電気室、キュービクル等）の中などに施設。
- 個々の電気工作物としては、変圧器、電力用コンデンサー、遮断器、電線等が該当。



- ✓ 電気工作物は、人為的な労作を加えることによって土地等に固定して設備されたもの。
- ✓ コンセント等に接続される家電製品や蛍光灯安定器等の電気使用機械器具は、電気工作物に該当しない。
- ✓ 個々の電気工作物には、電氣的な絶縁性能を確保するため、絶縁の介在物として空気、高圧ガス、樹脂等のほか、**絶縁油**を使用しているものがある。
- ✓ その**絶縁油**に、**ポリ塩化ビフェニル（PCB）**を含有しているものがある。



変圧器



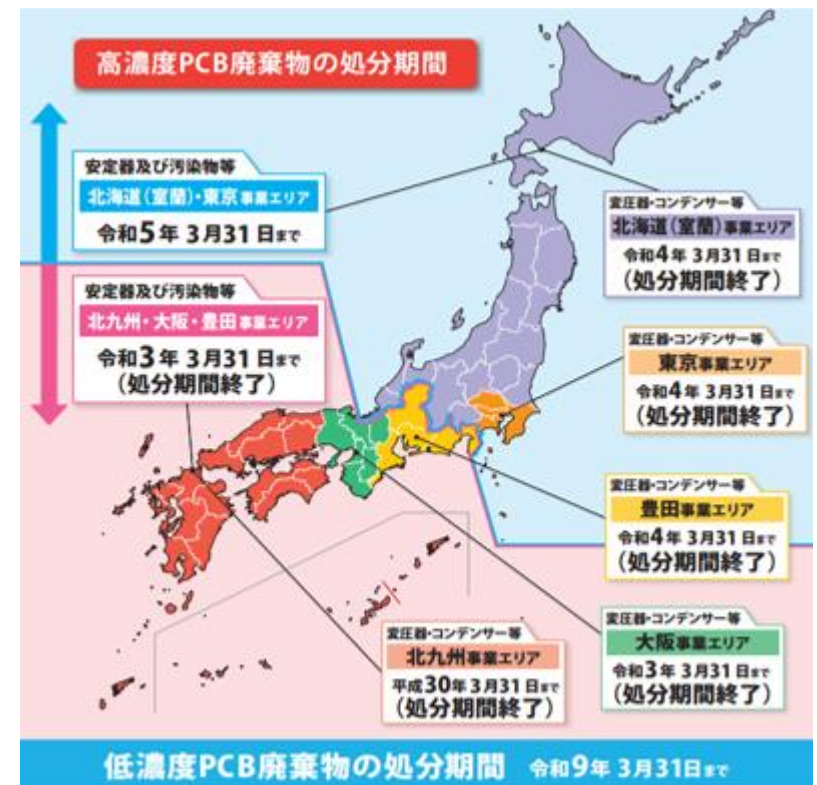
電力用コンデンサー

1 ② 高濃度PCB使用製品・高濃度PCB廃棄物に関する現況

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは、難分解性で慢性毒性を有する化学物質。
- 高濃度PCB廃棄物の処理ができるのは、JESCOの全国5事業所のみ。
- 北海道、東京、豊田事業エリアでも、令和4年（2022年）3月末に処分期間を迎え、法令上、令和4年4月以降の受入契約ができない。 ※ 特例適用のものを除く。

- PCBは、昭和43年のカネミ油症事件を契機にその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造中止に。
- 平成13年、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「**PCB特措法**」という。）が制定され、国が中心となって、立地地域の関係者の理解と協力の下、**高濃度PCB廃棄物**の処理を行うことができる、**JESCO（中間貯蔵・環境安全事業）**の事業所が**全国5か所**に整備され、処理を進めてきた。

（注：PCB特措法の高濃度PCB使用製品のうち、電気事業法の電気工作物に該当するもの（変圧器（トランス）、電力用コンデンサー等）を、PCB特措法では**高濃度PCB使用電気工作物**といい、電気事業法では**高濃度PCB含有電気工作物**という。）



1 ③ 高濃度PCB使用製品に対する規制（PCB特措法）

- 平成28年8月1日、PCB特措法が改正・施行。
- 新たに、高濃度PCB使用**製品**の所有事業者に、処分期間内の**廃棄**を義務づけ、廃棄後は、高濃度PCB**廃棄物**の保管事業者として、処分期間内の**処分委託**を義務づけた。
- また、高濃度PCB使用製品に対して、**廃棄見込みの届出**等を義務づけた。

✓ **処分期間**とは、**区域ごと**に定められた、**計画的処理完了期限の一年前の日**までの期間。

PCB特措法における**廃変圧器等**の処分期間（※ その末日が、廃棄・処分委託の期限）

保管の場所の所在する区域	処分期間
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成28年8月1日から 令和4年3月31日まで（処分期間終了）
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成28年8月1日から 令和3年3月31日まで（処分期間終了）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成28年8月1日から 平成30年3月31日まで（処分期間終了）

✓ ただし、**従来より計画的に処分を進めてきた者**は、JESCOとの間で特例処分に適用する処分委託**契約書を締結し、都道府県知事へ所定の事前届出**を行った場合には、処分期間を、**特例処分期限日**（計画的処理完了期限の日と同じ。）まで**一年延長**できる。

1 ④ 高濃度PCB含有電気工作物に対する規制（電気事業法）

- 電気事業法の電気工作物である高濃度PCB使用製品（電気事業法における「高濃度PCB含有電気工作物」）については、計画的処理完了期限まではPCB特措法の廃棄義務等の規定が適用除外であり、**電気事業法で相当の措置**を講じることとなっている。
- このため、高濃度PCB含有電気工作物の設置者に対して、以下の3つの措置を講じ、早期処理を促進する。

➤ 電気設備技術基準省令による**使用禁止**

- ・これまで継続使用が容認されてきた高濃度PCB含有電気工作物について、告示の期限を超えた使用を禁止する。

➤ 電気関係報告規則による**毎年度の管理状況（廃止予定時期）の届出**

- ・年度末に、使用中の高濃度PCB含有電気工作物がある場合は、廃止予定時期を決め、翌年度6月末までに届出を行わせる。

➤ 主任技術者内規による**掘り起こし（有無の確認）**

- ・事業場の電気工作物における高濃度PCB含有電気工作物に該当するものの有無を、電気主任技術者等に確認させる。

（参考：計画的処理完了期限を過ぎた後のPCB特措法、電気事業法の適用）

- ・廃棄されていない高濃度PCB含有電気工作物は、使用中であっても、高濃度PCB廃棄物とみなされる。
- ・このため、環境大臣又は都道府県知事による改善命令や代執行の対象となる。
- ・引き続き電気事業法も適用され、技術基準適合命令の対象となる。

1 ⑤ PCB特措法と電気事業法の用語の対照

- PCB特措法及び電気事業法における主な用語を対照する。

PCB特措法における用語	電気事業法における用語
PCB使用製品のうち電気工作物に該当するもの	PCB含有電気工作物
高濃度PCB使用製品のうち電気工作物に該当するもの	高濃度PCB含有電気工作物
高濃度PCB使用電気工作物	高濃度PCB含有電気工作物
処分期間の末日	告示の期限
特例処分期限日 (＝計画的処理完了期限の日)	告示の期限から一年を超えない期間の末日
高濃度PCB廃棄物のうち高濃度PCB含有電気工作物であったもの	廃止された高濃度PCB含有電気工作物

1. 高濃度PCB含有電気工作物に関する現況

2. PCB含有電気工作物の施設制限

3. PCB含有電気工作物に関する必要な届出

4. 参考資料（付録）

- ・提出先、問い合わせ先の詳細
- ・届出様式記載例
- ・銘板でわかる高濃度PCB含有電気工作物

2 ① PCB含有の電気機械器具及び電線の新規の施設禁止

- 引き続き、PCB含有の電気機械器具及び電線を、**新規に電路に施設することを禁止する。**

➤ 電気設備技術基準省令における施設禁止の規定

(電気設備技術基準省令第19条第14項)

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具及び電線は、電路に施設してはならない。

(注：平成28年9月改正により、「及び電線」を追記している。これは、平成16年2月に微量PCBの検出事例が公表されたOFケーブルを、電線として規制対象とするよう明確化した。)

➤ 電気設備技術基準解釈※7における絶縁油のPCB濃度の規定

(電気設備技術基準解釈第32条)

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油とは、絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料 1 kgにつき0.5mg (重量比0.00005%) 以下である絶縁油以外のものである。

(注：平成28年9月改正により、「(重量比0.00005%)」を追記し、mg/kgと重量比%との換算値を明確化した。)

※7 電気設備の技術基準の解釈 (20130215商局第4号)

2 ② 既設の高濃度PCB含有電気工作物の告示期限後の使用禁止

- 高濃度PCB含有電気工作物は、昭和51年10月16日以前から、当時の電気設備技術基準省令改正の際の経過措置に基づき、電路での継続使用が容認されていたもの。
- 現時点においては、告示の区域ごとに、告示の期限の翌日から使用禁止。

➤ 電気設備技術基準省令における使用禁止の規定

（電気設備技術基準省令附則第2項）

この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手しているもののうち、別に告示する電気工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油（当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものに限る。）を使用するものについては、別に告示する期限（以下この項において単に「期限」という。）の翌日（期限から一年を超えない期間に当該電気工作物を廃止することが明らかな場合は、期限から一年を経過した日）以後、第十九条第十四項の規定を適用する。

（注：平成28年9月改正により、平成9年全部改正時の附則第2項を改正し、ただし書を追加等している。）

電気設備技術基準省令に基づく告示で定める期限

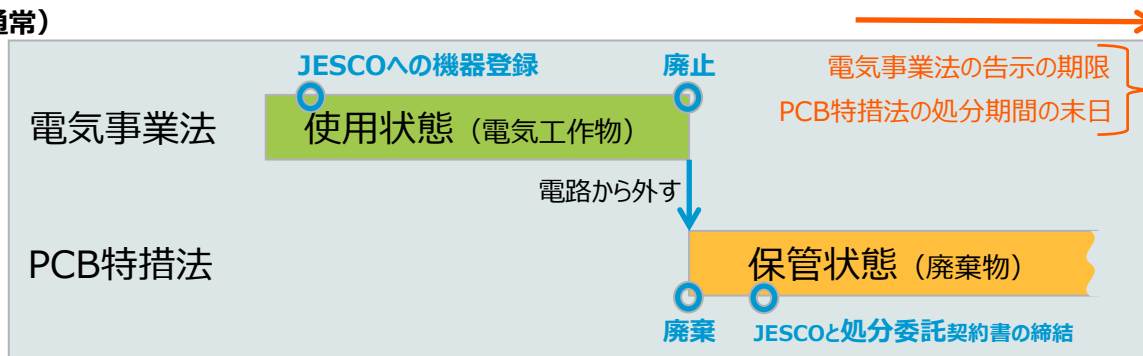
施設されている場所の所在する区域	期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	令和4年3月31日（使用禁止の段階）
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	令和3年3月31日（使用禁止の段階）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成30年3月31日（使用禁止の段階）

- ✓ ただし、PCB特措法と同様に、従来より計画的に処分を進めてきた者は、JESCOとの間で特例処分に適用する処分委託契約書を締結した場合には、告示の期限を、一年延長できる。

2 ③ 高濃度PCB含有電気工作物の使用禁止等に関する手続きの流れ

- 電気事業法では、告示の期限又は一年延長の期限までに**廃止（使用中止）**の義務。
- PCB特措法では、処分期間の末日（告示の期限と同日）又は特例処分期限日（一年延長の期限と同日）までに**廃棄及び処分委託**の義務。
- PCB特措法の遵守のため、**電気事業法の廃止を、直ちに行う**必要あり。
また、JESCOへの処分委託契約に要する期間を考慮し、すぐに手続きを行う必要がある。

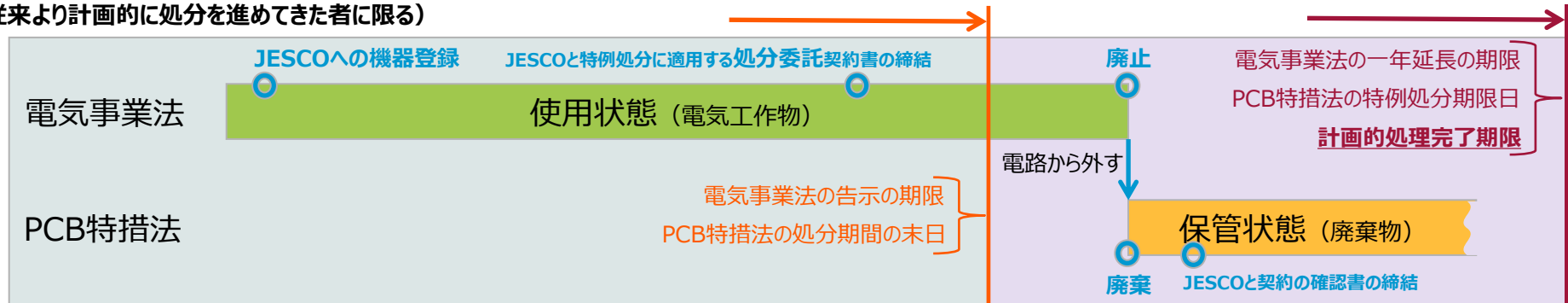
告示の期限を適用する場合の例 (通常)



(注) 適用する期限に関わらず、高濃度PCB含有電気工作物がある場合には、JESCOへの機器登録を早期に行うことが望ましい。

なお、機器登録は、機器の写真のほか、電気工作物の種類等がわかれば行うことができ、詳細不明でもJESCOで受付可能。

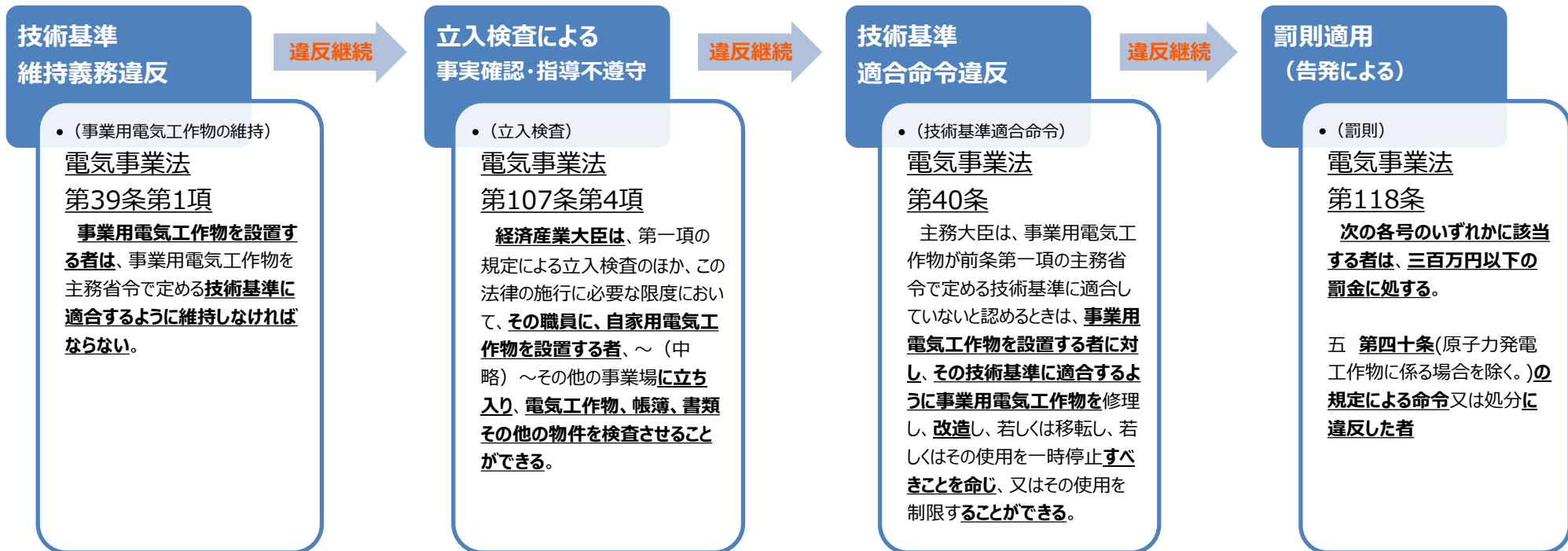
一年延長の期限を適用する場合の例 (従来より計画的に処分を進めてきた者に限る)



2 ④. 処分期間後の電気事業法に基づく行政処分スキーム

- 全国の事業エリアにて、令和4年度中にゼロになるよう取り組む。
- 経済産業省（本省）は、北九州・大阪事業エリアの処分期間終了後における対応のノウハウについて、豊田・東京・北海道事業エリアの産業保安監督部へ水平展開。
- 産業保安監督部は、処分期間終了後も取り外さない設置者に対し、立入検査等で事実確認や指導を行い、応じない場合、取り外しのための技術基準適合命令を発動。

<処分期間終了後の法令に基づく行政処分スキーム>



1. 高濃度PCB含有電気工作物に関する現況

2. PCB含有電気工作物の施設制限

3. PCB含有電気工作物に関する必要な届出

4. 参考資料（付録）

- ・提出先、問い合わせ先の詳細
- ・届出様式記載例
- ・銘板でわかる高濃度PCB含有電気工作物

3 ① 届出が必要な場合とは

- PCB含有電気工作物について、以下の場合に、**産業保安監督部等への届出**が義務付けられている。
 - PCB含有電気工作物の廃止後は、PCB廃棄物として、所定の時期にPCB特措法の届出が必要となり、都道府県市が提出先（相談窓口）となる。
- 電気関係報告規則により、高濃度PCB含有電気工作物及び低濃度PCB含有電気工作物について、**設置者に対して届出を義務付け**。
- 高濃度・低濃度PCB含有電気工作物は、**判明・変更・廃止・事故の場合に、その都度、遅滞なく**届出。
- ✓ PCB含有電気工作物（高濃度・低濃度）であることが**判明**した場合
 - ✓ 上記の判明した場合の届出を行った後、法人名、住所、事業場名等届出事項の**変更**があった場合
 - ✓ PCB含有電気工作物（高濃度・低濃度）を**廃止**した場合
 - ✓ PCB含有電気工作物（高濃度・低濃度）の絶縁油の**漏出事故**を起こした場合
- **高濃度**PCB含有電気工作物は、**毎年度末の管理状況（廃止予定年月）を翌年度6月末までに届出**。
- ✓ **高濃度**PCB含有電気工作物を、**前年度末に設置している又は予備として有している場合**

（注）産業保安監督部等へ届出のあった内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第21条第2項及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、環境省、都道府県及び同法施行令第8条で定める市へ提供することがある。

3 ② PCB含有電気工作物であることが判明した場合の届出

● ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書を提出

➤ 電気関係報告規則第4条の2第1項の表第1号に基づく届出（様式第13の2）

✓ 届出を要する場合

高濃度PCB含有電気工作物又は低濃度PCB含有電気工作物であることが判明した場合（直ちに、当該PCB含有電気工作物を廃止し、廃止した場合の届出を行う場合を除く。）

✓ 届出期限

判明した後、遅滞なく

✓ 届出事項

- ・設置者の氏名（法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名）
- ・設置者の住所
- ・事業場の名称
- ・事業場の所在地
- ・連絡先
- ・PCB含有電気工作物の種類、高濃度の該当、定格容量、製造者名、表示記号等、使用状態、製造年月、設置年月、個数
（告示の期限まで残り1年を切ってから判明した高濃度PCB含有電気工作物については、廃止予定年月 ※ 4 ⑧参照）

様式第13の2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第1号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有していることが判明したので、その旨、届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数

(その他参考となるべき事項)

3 ③ 法人名、住所、事業場名等届出事項の変更があった場合の届出

● ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物**変更届出書**を提出

➤ 電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号に基づく届出（様式第13の3）

✓ 届出を要する場合

- 既に届出を行った次の事項のうち、いずれかを変更した場合
- ・設置者の氏名（法人の場合には、法人の名称）
 - ・設置者の住所
 - ・事業場の名称
 - ・事業場の所在地
 - ・PCB含有電気工作物の使用状態

✓ 届出期限

変更した後、遅滞なく

✓ 届出事項

- ・設置者の氏名（法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名）
- ・設置者の住所
- ・事業場の名称
- ・事業場の所在地
- ・連絡先
- ・変更年月日
- ・変更した事項について変更前の内容
- ・変更した事項について変更後の内容

（注）ほとんどの場合、電気事業法第42条に基づく「**保安規程変更届出書**」等の手続きも併せて必要となる。当該手続きについては、電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に相談すること。
また、一部の部位をPCB洗浄し、未洗浄、濃度超過又は未測定の一部を残した場合は、課電自然循環洗浄実施報告書等を添付して**変更届出書**を提出すること。

様式第13の3

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の変更について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

(変更に係る事項)

変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	

(その他参考となるべき事項)

③ ④ PCB含有電気工作物を廃止した場合の届出

● ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書を提出

➤ 電気関係報告規則第4条の2第1項の表第3号に基づく届出（様式第13の4）

✓ 届出を要する場合

高濃度PCB含有電気工作物又は低濃度PCB含有電気工作物を廃止した場合

✓ 届出期限

廃止した後、遅滞なく

✓ 届出事項

- ・廃止した者の氏名（法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名）
- ・廃止した者の住所
- ・事業場の名称
- ・事業場の所在地
- ・連絡先
- ・PCB含有電気工作物の種類、高濃度の該当、定格容量、製造者名、表示記号等、製造年月、設置年月、廃止年月日、個数
- ・廃止理由
- ・廃止内容（注：PCB洗浄の場合には、継続使用の有無、洗浄の方法及び結果を記載）

(注) PCB洗浄が適用できるものは、現状では、微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書(平成27年3月31日制定(令和2年12月24日最終改正) 経済産業省産業技術環境局環境管理推進室、同省産業保安グループ電力安全課、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)による方法のみに限られている。同手順書の1.(4)図1-1及び3.(3)ア)に示されているように、**同手順書に基づき全部の部位の洗浄処理が完了した場合**にあつては、非PCB含有電気工作物として**継続使用するかどうかに関わらず、「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書」を課電洗浄完了後、課電自然循環洗浄実施報告書等**を添付して遅滞なく提出すること。

様式第 13 の 4

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第 4 条の 2 第 1 項の表第 3 号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	製造年月	設置年月	廃止年月日	個数

廃止理由	1：老朽取替・廃止	2：損壊・焼損	3：PCB 洗浄
廃止内容	4：その他（ ）		

(その他参考となるべき事項)

3 ⑤ 絶縁油の漏洩事故を起こした場合の届出

● ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書を提出

➤ 電気関係報告規則第4条の2第1項の表第4号に基づく届出（様式第13の5）

✓ 届出を要する場合

高濃度PCB含有電気工作物又は低濃度PCB含有電気工作物について、破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が、構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合

✓ 届出期限

事故の発生後、可能な限り速やかに

✓ 届出事項

- ・設置者の氏名（法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名）
- ・設置者の住所
- ・事業場の名称
- ・事業場の所在地
- ・連絡先
- ・PCB含有電気工作物の種類、定格容量、製造者名、表示記号等、製造年月、設置年月、個数
- ・PCBの含有濃度
- ・事故の状況
- ・講じた措置

様式第13の5
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書
年 月 日

殿

住 所 〒
氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第4号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

(事故のあつた電気工作物に係る事項)

種類	定格 容量	製造 者名	表示 記号等	使用 状態	製造 年月	設置 年月	個数
発生日時				復旧日時			
ポリ塩化ビフェニルの含有濃度							
事故の状況							
講じた措置							

(その他参考となるべき事項)

3 ⑥ 毎年6月末期限の高濃度PCB含有電気工作物の管理状況の届出

● 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書 + 別紙を提出

➤ 電気関係報告規則第4条の2第2項に基づく届出

(様式第13の6+様式第13の6の別紙)

✓ 届出を要する場合

毎年度、年度末（3月31日）の時点で、廃止した場合の届出を行っていない、高濃度PCB含有電気工作物を設置又は有している場合

✓ 届出期限

毎年度、翌年度の6月末まで

✓ 届出事項

- ・設置者の氏名（法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名）
- ・設置者の住所
- ・事業場の名称
- ・事業場の所在地
- ・連絡先
- ・電気主任技術者等の氏名
- ・電気主任技術者等の連絡先
- ・高濃度PCB含有電気工作物の種類、定格容量、製造者名、表示記号等、使用状態、製造年月、設置年月、**廃止予定年月**

✓ 添付書類

- ・**廃止予定年月を告示の期限を超えた日に設定する場合**にあつては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」である、**JESCOとの特例処分に適用する契約書の写し**

[illegible]

3⑨ 3⑧で届け出た廃止予定年月を延期した場合の届出

● **ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書 + 別紙**を提出

➤ 電気関係報告規則第4条の2第1項に基づく届出

(様式第13の3+様式第13の6の別紙)

- ✓ 届出を要する場合

4 ⑧の届出の「(別紙)高濃度PCB含有電気工作物管理状況」に記載した、
廃止予定年月を延期した場合

- ✓ 届出期限

延期した後、遅滞なく

- ✓ 届出事項

- ・設置者の氏名（法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名）
- ・設置者の住所
- ・事業場の名称
- ・事業場の所在地
- ・連絡先
- ・電気主任技術者等の氏名
- ・電気主任技術者等の連絡先
- ・PCB含有電気工作物の種類、定格容量、製造者名、表示記号等、使用状態、製造年月、設置年月、高濃度PCB含有電気工作物の**変更後の廃止予定年月**

- ✓ 添付書類

・変更後の廃止予定年月を告示の期限を超えた日に設定する場合にあつては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」である、**JESCO**との特例処分に適用する契約書の写し

[illegible]

3 ⑩ 設置場所ごとの届出書類の提出先、問い合わせ先（その1）

- PCB含有電気工作物の設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部等へ提出

PCB含有電気工作物の設置場所	届出書の宛名	届出書類の提出先
【北海道電力ネットワーク(株)の一般送配電事業供給エリア】 北海道	北海道産業保安監督部長	北海道産業保安監督部 電力安全課
【東北電力ネットワーク(株)の一般送配電事業供給エリア】 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	関東東北産業保安監督部長	関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課
【東京電力パワーグリッド(株)の一般送配電事業供給エリア】 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡	同 上	関東東北産業保安監督部 電力安全課

3 ⑪ 設置場所ごとの届出書類の提出先、問い合わせ先（その2）

● PCB含有電気工作物の設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部等へ提出

PCB含有電気工作物の設置場所	届出書の宛名	届出書類の提出先
【中部電力パワーグリッド(株)の一般送配電事業供給エリア】 愛知県、長野県、岐阜県 （飛騨市（平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。））、郡上市（平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）及び不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）を除く。）、 三重県 （熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）及び南牟婁郡を除く。）、 静岡県 （熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）	中部近畿産業保安監督部長	中部近畿産業保安監督部 電力安全課
【北陸電力送配電(株)の一般送配電事業供給エリア】 富山県、石川県、福井県 （小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。）、 岐阜県 （飛騨市（平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。））	同 上	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署
【関西電力送配電(株)の一般送配電事業供給エリア】 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県 （赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）を除く。）、 福井県 のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中郡、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）、 三重県 のうち熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）、南牟婁郡	同 上	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課

3 ⑫ 設置場所ごとの届出書類の提出先、問い合わせ先（その3）

- PCB含有電気工作物の設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部等へ提出

PCB含有電気工作物の設置場所	届出書の宛名	届出書類の提出先
【中国電力ネットワーク(株)の一般送配電事業供給エリア】 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県 のうち赤穂市 （昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、 香川 県 のうち小豆郡、香川郡、 愛媛県 のうち今治市（平成17年1月15日における旧 越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、 越智郡上島町	中国四国産業保安監督部長	中国四国産業保安監督部 電力安全課
【四国電力送配電(株)の一般送配電事業供給エリア】 徳島県、高知県、香川県 （小豆郡及び香川郡を除く。）、 愛媛県 （今 治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大 三島町及び関前村の区域に限る。）及び越智郡上島町を除く。）	同 上	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課
【九州電力送配電(株)の一般送配電事業供給エリア】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島 県	九州産業保安監督部長	九州産業保安監督部 電力安全課
【沖縄電力(株)の一般送配電事業供給エリア】 沖縄県	那覇産業保安監督事務所長	那覇産業保安監督事務所 保安監督課

(付録) 提出先、問い合わせ先の詳細

● 届出の記載方法等についての問い合わせは、管轄の産業保安監督部等へ

エリア	届出書類の提出先	所在地	電話番号
北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	〒060-0808 北海道札幌市北区北八条西二丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
東北	関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目2番23号 仙台第2合同庁舎	022-221-4947
関東	関東東北産業保安監督部 電力安全課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館11階	048-600-0387
中部	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号 中部経済産業局総合庁舎3階	052-951-2817
北陸	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	〒930-0856 富山県富山市牛島町11番7号 富山地方合同庁舎3階	076-432-5580
近畿	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前一丁目5番14号 大阪合同庁舎1号館1階	06-6966-6048
中国	中国四国産業保安監督部 電力安全課	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館4階	082-224-5742
四国	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎5階	087-811-8587
九州	九州産業保安監督部 電力安全課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号 福岡合同庁舎本館8階	092-482-5520
沖縄	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち二丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館4階	098-866-6474

(その他法令等、資料内容に関する問い合わせ先) 経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 (電力担当)

(電話番号)03-3501-1742 ※「PCB含有電気工作物について」とお知らせください。

(経済産業省ウェブサイト) https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/pcb.html

※ 関係法令、届出書の様式、記載例がダウンロードできます。

(付録) 届出書の記載例 1

● PCB含有電気工作物であることが判明した場合の届出

種類の欄には、下記の13種類の電気工作物のうち該当するものの番号を記入する。**他の届出書も同様である。**
(例えば、変圧器の場合には「1」を、電力用コンデンサーの場合には「2」を記入する。)

- (1) 変圧器 (柱上変圧器を除く。)
- (2) 電力用コンデンサー
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) OFケーブル
- (13) 柱上変圧器

高濃度の欄には、高濃度PCB含有電気工作物に該当するものの場合、「○」を記入する。

低濃度PCB含有電気工作物に該当するものの場合、空欄のままとする。

表示記号等の欄には、PCB内規の別表を参照し、高濃度PCB含有電気工作物に該当するものの場合にあっては、銘板に記載されている表示記号「不燃性油変圧器」又は型式「TPB」などのように記入する。

低濃度PCB含有電気工作物に該当するもの場合も、同様に記入する。

定格容量の欄には、変圧器及び電力用コンデンサー以外の場合、代表的な仕様の値を適宜記入する。

様式第13の2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書

令和4年10月 3日

関東東北産業保安監督部 殿

住所 〒XXX-XXXX

愛知県名古屋市○○区○○○X-X-X

氏名 歩利園香産業株式会社

代表取締役 美苗 二偉流

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第1号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有していることが判明したので、その旨、届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	歩利園香産業株式会社 関東営業センター
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 埼玉県さいたま市○○○X-X-X
連絡先	歩利園香産業株式会社 関東営業センター 総務部 管財グループ TEL XXX-XXXX-XXXX

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数
1	○	100kVA	5	THKAX	設置	1970.6	1971.1	1
1		150kVA	6	RA-T	設置	1980.1	1980.6	2
2	○	30kVA	18	THK	設置	1963.3	1963.不明	2

(その他参考となるべき事項)

(上記1行目の電気工作物)製造番号:XX203803

(上記2行目の電気工作物)製造番号:XXXX029202、PCB濃度:10.3mg/kg

製造番号:XXXX734312、PCB濃度:4.8mg/kg

(上記3行目の電気工作物)製造番号:XX277823

製造番号:XX573336

住所には、設置者の本社、本店、本部等の所在地を記入する。

使用状態の欄は、使用中のものにあっては、「設置」と記入する。
(使用状態が「予備」を適用できるものは、ほとんどない。)

既に電路から外して保管中であつたものについて、PCB含有が判明した場合には、電気関係報告規則の設置等届出が不要であり、都道府県市へPCB廃棄物としてのPCB特措法の届出を要する。

個数の欄には、種類から設置年月までのすべて同一のものが複数台ある場合、その個数を記入する。
すべて同一のものがいない場合、「1」を記入する。

その他参考となるべき事項の欄には、個体を識別するための製造番号や、わかっている場合のPCB濃度などを、任意に記入する。

なお、PCB含有電気工作物を譲り受けた場合は、譲り受けた旨、譲り渡した者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、住所及び譲り渡す前の事業場の名称を記入する。

製造者名の欄には、下記の24種類の製造者名のうち該当するものの番号を記入する。**他の届出書も同様である。**
(例えば、(株)明電舎の場合には、「5」を記入する。)

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社
- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝国コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社
- (23) 株式会社西島電機製作所
- (24) その他

(付録) 届出書の記載例 2

● 法人名、住所、事業場名等届出事項の**変更**があった場合の届出

様式第13の3
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

令和4年 10 月 3日

関東東北産業保安監督部長 殿

住 所 〒XXX-XXXX
愛知県名古屋市〇〇区〇〇〇X-X-X

氏 名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美苗 二偉流

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の変更について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 関東営業センター
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 埼玉県さいたま市〇〇〇X-X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 関東営業センター 総務部 管財グループ TEL XXX-XXXX-XXXX

(変更に係る事項)

変更年月日	令和3年 9 月 30日
変更前	(法人の名称) 歩利園香産業株式会社
変更後	(法人の名称) 株式会社ポリエンカ産業

(その他参考となるべき事項)

--

事業場の名称の欄には、法人の名称を変更した場合の届出では、変更後の社名を記入する。

同様に、事業場の名称を変更した場合の届出では、変更後の事業場の名称を記入する。

(付録) 届出書の記載例 3

● PCB含有電気工作物を廃止した場合の届出

既に電路から外して保管中であつたものについて、PCB含有が判明した場合には、電気関係報告規則の**廃止届出が不要**であり、都道府県市へPCB廃棄物としてのPCB特措法の届出を要する。

電気工作物に係る事項の各欄は、届出書の記載例 1 と同様に記入する。

様式第 13 の 4
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

令和4年 10月 3日

関東東北産業保安監督部長 殿

住 所 〒XXX-XXXX
愛知県名古屋市中区〇〇〇X-X-X
氏 名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美笛 二偉流

電気関係報告規則第 4 条の 2 第 1 項の表第 3 号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 関東営業センター
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 埼玉県さいたま市〇〇〇X-X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 関東営業センター 総務部 管財グループ TEL XXX-XXXX-XXXX

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	製造年月	設置年月	廃止年月日	個数
2	○	30kVA	18	THK	1963.3	1963.不明	2017. 4.16	1

廃止理由 ①：老朽取替・廃止 2：損壊・焼損 3：PCB洗浄
4：その他 ()

廃止内容 上記/行目の電気工作物を老朽のため電路から取り外し、新製品に取り替えた。

(その他参考となるべき事項)

(上記/行目の電気工作物)製造番号:XXXX029202

廃止内容の欄には、
「2：損壊・焼損」の場合には、事故の概要及び事故後の処理を記入する。
「3：PCB洗浄」の場合には、当該電気工作物の継続使用の有無及び課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨を記載する。
「4：その他」の場合には、その概要を記載する。

「3：PCB洗浄」の場合には、課電洗浄手順書に基づく、課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付する。

その他参考となるべき事項の欄には、個体を識別するための製造番号や、わかっている場合のPCB濃度などを、任意に記入する。

なお、PCB含有電気工作物を譲り渡した場合には、譲り渡した旨、譲り受けた者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所及び譲り受けた後の事業場の名称を記入する。

(付録) 届出書の記載例 4

● 絶縁油の漏洩事故を起こした場合の届出

様式第13の5
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書
令和4年 10月 3日
関東東北産業保安監督部長 殿

住 所 〒XXX-XXXX
愛知県名古屋市〇〇区〇〇〇X-X-X
氏 名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美苗 二偉流

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第4号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 関東営業センター
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 埼玉県さいたま市〇〇〇X-X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 関東営業センター 総務部 管財グループ TEL XXX-XXXX-XXXX

(事故のあった電気工作物に係る事項)

種類	定格 容量	製造 者名	表示 記号等	使用 状態	製造 年月	設置 年月	個数
1	200kVA	8	XXX	設置	1980. 2	1980.10	1
発生日時	2027.5.3(月) 13:38		復旧日時		2027.5.6(木) 9:15		
ポリ塩化ビフェニルの含有濃度	1.9mg/kg						
事故の状況	(いつ(事故発生の日時)、どこで(事故発生の場所)、何が(事故発生の電気工作物)、なぜ(事故発生の原因)、どうなった(事故の概要)という事故の状況を説明するための最小限の要件を記入する。)						
講じた措置	(漏洩した PCB 含有絶縁油をどうしたかの応急処置、事故のあった電気工作物をどうしたかの復旧対策を記入する。)						

(その他参考となるべき事項)

事故のあった電気工作物に係る事項の各欄は、届出書の記載例 1 と同様に記入する。

漏洩した絶縁油について、高濃度PCB含有電気工作物又は低濃度PCB含有電気工作物のいずれかに該当するかを特定の上、**ポリ塩化ビフェニルの含有濃度の欄**には、高濃度PCB含有電気工作物の場合は「高濃度」と記載し、低濃度PCB含有電気工作物の場合はPCB含有濃度 (mg/kg) を記入する。

事故の状況の欄及び講じた措置の欄に記入しきれない場合には、任意に用紙を増やして、記入する。また、状況のわかる構内図、配置図、写真等を添付することが望ましい。

(付録) 届出書の記載例 5

● 毎年6月末期限の高濃度PCB含有電気工作物の管理状況の届出

様式第13の6
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書
令和4年 10月 3日
関東東北産業保安監督部長 殿

住 所 〒XXX-XXXX
愛知県名古屋市中区〇〇〇X-X-X
氏 名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美苗 二億流

電気関係報告規則第4条の2第2項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況を別紙のとおり届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 関東営業センター
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 埼玉県さいたま市〇〇〇X-X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 関東営業センター 総務部 管財グループ TEL XXX-XXXX-XXXX
電気主任技術者等の氏名	株式会社〇〇〇家用設備点検サービス (選任 又は 外部委託 (電気保安法人) 又は 電気管理技術者) の別)
電気主任技術者等の連絡先	株式会社〇〇〇家用設備点検サービス 埼玉管理事務所 連絡担当 TEL XXX-XXXX-XXXX

(その他参考となるべき事項)

(別紙)
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況

氏名 株式会社ポリエンカ産業
事業場の名称 関東営業センター

(電気工作物に係る事項)

通し 番号	種類	定格 容量	製造 者名	表示 記号 等	使用 状態	製造 年月	設置 年月	廃止 予定 年月	備考
1	1	100kVA	5	NIKAX	設置	1970. 6	1971. 1	2017. 12	
2	2	30kVA	18	THK	設置	1963. 3	1963. 不明	2017. 4.16	廃止 届出済
3	2	30kVA	18	THK	設置	1963. 3	1963. 不明	2017. 8	

電気工作物に係る事項の各欄は、届出書の記載例1と同様に記入する。

一年延長の期限を適用する場合には、備考の欄に、「特例の延期」と記入する。

一年延長の期限を適用する場合には、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」である、JESCOとの特例処分に適用する処分委託契約書の写しを添付する。

前年度末に設置していたものの、4月1日～6月30日の間の管理状況届出の日以前に、廃止届出を行った電気工作物については、廃止予定年月の欄は、廃止年月日を記入し、備考の欄は、「廃止届出済」と記入する。

(付録) 届出書の記載例 6

● 管理状況届出書で届け出た廃止予定年月を延期した場合の届出

様式第13の6
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書
令和4年10月 3日

関東東北産業保安監督部長 殿

住所 〒XXX-XXXX
愛知県名古屋市中区〇〇〇X-X-X
氏名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美苗 二偉流

電気関係報告規則第4条の2第2項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況の変更を別紙のとおり届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 関東営業センター
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 埼玉県さいたま市〇〇〇X-X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 関東営業センター 総務部 管財グループ TEL XXX-XXXX-XXXX
電気主任技術者等の氏名	株式会社〇〇自家用設備点検サービス (選任 又は 外部委託 (電気保安法人 又は 電気管理技術者) の別)
電気主任技術者等の連絡先	株式会社〇〇自家用設備点検サービス 埼玉管理事務所 連絡担当 TEL XXX-XXXX-XXXX

(その他参考となるべき事項)

(別紙の通し番号1の電気工作物)別添写しのとおり、JESCOと契約書を締結している。

(別紙)

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況

氏名 株式会社ポリエンカ産業
事業場の名称 関東営業センター

(電気工作物に係る事項)

通し 番号	種類	定格 容量	製造 者名	表示 記号 等	使用 状態	製造 年月	設置 年月	廃止 予定 年月	備考
1	1	100kVA	5	NIKAX	設置	1970、 6	1971、 1	2022 5	特例の 延期
2	2	30kVA	18	THK	設置	1963、 3	1963、 不明	2021、 4/16	廃止 届出済
3	2	30kVA	18	THK	設置	1963、 3	1963、 不明	2017、 8	

一年延長の期限を適用する場合には、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」である、JESCOとの特例処分に適用する処分委託契約書の写しを添付する。

電気工作物に係る事項の各欄は、届出書の記載例1と同様に記入する。

廃止予定年月の欄は、延期したものについて、下線を引く。

一年延長の期限を適用する場合には、備考の欄に、「特例の延期」と記入する。

(付録) 届出書の記載例 7

● 告示の期限まで残り 1 年となってから高濃度が判明した場合の届出

様式第 13 の 2
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書
令和 4 年 10 月 3 日
関東東北産業保安監督部長 殿
住所 〒XXX-XXXX
愛知県名古屋市〇〇区〇〇〇X-X-X
氏名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美苗 二偉流
電気関係報告規則第 4 条の 2 第 1 項の表第 1 号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有していることが判明したので、その旨、届け出ます。
(事業場に関する事項)
事業場の名称 株式会社ポリエンカ産業 神奈川特機製造工場
事業場の所在地 〒XXX-XXXX 神奈川県横浜市〇〇〇X-X-X
連絡先 株式会社ポリエンカ産業 神奈川特機製造工場
生産事業部 設備管理第一課 環境保全係
TEL XXX-XXXX-XXXX
(電気工作物に係る事項)
種類 高濃度 定格容量 製造者名 表示記号等 使用状態 製造年月 設置年月 個数
1 ○ 1,000kVA 10 不燃性油入 設置 1971. 3 1971. 5 1
(その他参考となるべき事項)
(上記 1 行目の電気工作物)製造番号:XXX318792

(別紙)
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況
氏名 株式会社ポリエンカ産業
事業場の名称 神奈川特機製造工場
(電気工作物に係る事項)
通し番号 種類 定格容量 製造者名 表示記号等 使用状態 製造年月 設置年月 廃止予定年月 備考
1 1 1,000kVA 10 不燃性油入 設置 1971. 3 1971. 5 2022. 8
(右側の説明ボックスは別紙の備考欄を指している)

電気工作物に係る事項の各欄は、届出書の記載例 1 と同様に記入する。

一年延長の期限を適用する場合には、備考の欄に、「特例の延期」と記入する。

一年延長の期限を適用する場合には、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」である、JESCO との特例処分に適用する処分委託契約書の写しを添付する。

(付録) 届出書の記載例 8

● 設置等届出書で届け出た廃止予定年月を延期した場合の届出

様式第13の3
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書
令和4年 9月 1日

関東東北産業保安監督部長 殿

住 所 〒XXX-XXXX
愛知県名古屋市○○区○○○X-X
氏 名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美苗 二偉流

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の変更について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 神奈川特機製造工場
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 神奈川県横浜市○○○X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 神奈川特機製造工場 生産事業部 設備管理第一課 環境保全係 TEL XXX-XXXX-XXXX

(変更に係る事項)

変更年月日	令和4年 8月 1日
変更前	(変圧器の廃止予定年月) 2021年(令和3)8月
変更後	(変圧器の廃止予定年月) 2022年(令和4年)8月

(その他参考となるべき事項)

(別紙の通し番号1の電気工作物)別添写しのとおり、JESCOと契約書を締結している。

(別紙)
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況

氏名 株式会社ポリエンカ産業
事業場の名称 神奈川特機製造工場

(電気工作物に係る事項)

通し 番号	種類	定格 容量	製造 者名	表示 記号 等	使用 状態	製造 年月	設置 年月	廃止 予定 年月	備考
1	1	1,000kVA	10	不燃性 油入	設置	1971、 3	1971、 5	2022 8	特例の 延期

一年延長の期限を適用する場合には、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」である、JESCOとの特例処分に適用する処分委託契約書の写しを添付する。

電気工作物に係る事項の各欄は、届出書の記載例1と同様に記入する。

廃止予定年月の欄は、延期したもののについて、下線を引く。

一年延長の期限を適用する場合には、備考の欄に、「特例の延期」と記入する。

● 課電洗浄を実施後、未洗浄、濃度超過又は未測定の場合の届出

廃止理由の欄は、「PCB洗浄」を選択し、数字に○印を付ける。

廃止内容の欄は、継続使用の有無及び課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨を記載すること。

課電洗浄手順書に基づく、課電自然循環洗浄実施報告書（様式第1）及び添付書類の写しを添付すること。

(付録) 届出書の記載例 10

● 一部の洗浄可能部位の課電洗浄を実施後、未洗浄、濃度超過又は未測定の部位がある場合の届出

洗浄可能部位とは、①変圧器本体（変圧器本体に付属する共油型プッシングを含む。）、②LTC及び浄油機、③エレファント、④感温部のいずれかに該当するもの（絶縁油が使用されていない部位及び絶縁油が使用されている部位であって絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料 1 kgにつき0.5mg以下のものを除く。）とする。また、②から④の部位については、変圧器本体の絶縁油と同系統となっている場合にあっては、変圧器本体として取り扱う。

様式第13の3	
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書	
令和4年 2月 4日	
関東東北産業保安監督部長 殿	
住所 〒XXX-XXXX 愛知県名古屋市〇〇区〇〇〇X-X-X	
氏名 株式会社ポリエン力産業 代表取締役 美苗 二偉流	
電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の変更について届け出ます。	
(事業場に関する事項)	
事業場の名称	株式会社ポリエン力産業 神奈川特機製造工場
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 神奈川県横浜市〇〇〇X-X-X
連絡先	株式会社ポリエン力産業 神奈川特機製造工場 生産事業部 設備管理第一課 環境保全係 TEL XXX-XXXX-XXXX
(変更に係る事項)	
変更年月日	令和4年 2月 7日
変更前	
変更後	(一部PCB洗浄) 微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書に従って添付の課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した。 (洗浄済みの部位:変圧器本体) (未洗浄の部位:共油型以外のプッシング、LTC及び浄油機) (濃度超過部位:なし) (未測定部位:共油型以外のプッシング)
(その他参考となるべき事項)	
(一部PCB洗浄に係る電気工作物の概要) 種類:変圧器 定格容量:70,000kVA 製造者名:〇〇〇社製 表示記号等:〇〇〇〇-〇〇〇〇	

変更前の欄は、2回目以降の一部の部位の課電洗浄を完了した場合にあっては、前回の課電洗浄の完了後に提出した変更届出書の変更後の欄に記載したものを転記すること。
(本記載例は、1回目の場合のものであるため、空欄となっている。)

変更後の欄は、「一部PCB洗浄」と記載する。また、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨を記載すること。

洗浄済み、未洗浄、濃度超過及び未測定部位としては、①変圧器本体、②LTC及び浄油機、③エレファント、④感温部、⑤中間室、⑥共油型以外のプッシングのうち、該当するものを記入すること。また、該当するものがない場合は、「なし」と記入すること。

添付書類として、課電洗浄手順書に基づく、課電自然循環洗浄実施報告書（様式第1）及び添付書類の写しを添付すること。

その他参考となるべき事項の欄は、一部PCB洗浄を行った電気工作物の概要を記載すること。

● **一部の洗浄可能部位**の課電洗浄を実施後、**未測定**の部位の濃度測定を行った場合の届出

その他参考となるべき事項の欄は、未測定の部分について濃度の測定を行った電気工作物の概要を記載すること。

(付録) 届出書の記載例 1 2

● 記載例10の変更届出後、未洗浄、濃度超過又は未測定の一部を残して廃止した場合の届出

様式第13の4
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書
令和4年 10月3日
関東東北産業保安監督部長 殿

住 所 〒XXX-XXXX
愛知県名古屋市〇〇区〇〇〇X-X-X
氏 名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美笛 二偉流

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第3号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 神奈川特機製造工場
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 神奈川県横浜市〇〇〇X-X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 神奈川特機製造工場 生産事業部 設備管理第一課 環境保全係 TEL XXX-XXXX-XXXX

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	製造年月	設置年月	廃止年月日	個数
2		10,000 kVA	XX	XXXX-XXXX XXXX	XXXX, XX	XXXX, XX	XXXX, XX.XX	1

廃止理由 ①：老朽取替・廃止 2：損壊・焼損 3：PCB洗浄
4：その他 ()

廃止内容 上記1行目の電気工作物を回路から取り外した。当該電気工作物は、微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書に従って添付の課電自然循環洗浄実施報告書のとおり一部の部位を洗浄し、別添写しのとおり平成〇〇年〇〇月〇〇日付けでポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書を提出済みである。
(洗浄済みの部位:変圧器本体、LTC及び淨油機)
(未洗浄の部位:共油型以外のブッシング)
(濃度超過部位:なし)
(未測定の一部:共油型以外のブッシング)

(その他参考となるべき事項)

廃止理由の欄は、それぞれの実態に応じて選択する。

廃止内容の欄は、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり一部の部位を洗浄した旨及び一部の部位の課電洗浄の完了ごとに提出した変更届出書の届出日を記載すること。

洗浄済み、未洗浄、濃度超過及び未測定の一部としては、①変圧器本体、②LTC及び淨油機、③エレファント、④感温部、⑤中間室、⑥共油型以外のブッシングのうち、該当するものを記入すること。また、該当するものがない場合は、「なし」と記入すること。

添付書類として、一部の部位の課電洗浄の完了ごとに提出した、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書の写しを添付すること。

（付録） 銘板でわかる高濃度PCB含有電気工作物（その１）

● PCB内規の別表に掲げられた変圧器

電気工作物の種類	製造者名	表示記号等
(1) 変圧器	(1) 株式会社愛知電機工作所	・不燃性油変圧器、変圧器不燃性油、不燃油変圧器、冷却方式 L N A N（1966年～1972年製に表記）
	(2) 富士電機製造株式会社	・富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、不燃性油入、カネクロール油入
	(3) 株式会社日立製作所	・ J（型式中、「 J 」が含まれるもの）
	(4) 北陸電機製造株式会社	・不燃性油入、不燃性絶縁油入、カネクロール油入、富士シンクロール油入、不燃性合成絶縁油入変圧器
	(5) 株式会社明電舎	・ A（型式中、ハイフンの前の群に「 A 」が含まれるもの（ただし、ハイフンが含まれないものもある。）） （ N I F A、N I F A X、N I K A X、N I L A X、N I R A X、N I R G A X、N I R S A X、N I R S G A X、N I T A、N I T A X、N I T S A X、N O R A X、N O R A X Y、N O R S A X Y、N O T A X、等）
	(6) 三菱電機株式会社	・不燃性油入
	(7) 日新電機株式会社	・不燃油入、A F 式
	(8) 大阪変圧器株式会社	・不燃油入、不燃油使用
	(9) 株式会社高岳製作所	・不燃性油入 ・ U（型式中、「 U 」が含まれるもの、ただし「 U M 」の記載品は除く）
	(10) 東光電気株式会社	・不燃性油入
	(21) 東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・ L（冷却方式が「 L 」で始まるもの） ・ S（型式中、ハイフンの前の群が「 S 」で始まるもの。ただし、S I で始まるもの及び型式 S H - 5 ～ 2 0 を除く。） ・ S（型式中、ハイフンの後の群が「 S 」で始まるもの。ただし、H C T R - S 1 ～ S 2 1、H C R - S 1 ～ S 2 1 を除く。）
	(11) 中国電機製造株式会社	・不燃性油入
	(23) 株式会社西島電機製作所	・不燃性油入

(付録) 銘板でわかる高濃度PCB含有電気工作物 (その2)

● PCB内規の別表に掲げられた電力用コンデンサー

電気工作物の種類	製造者名	表示記号等
(2) 電力用コンデンサー	(3) 株式会社日立製作所	・ T P B ・ J (型式中、「 J 」が含まれるもの)
	(22) 日立コンデンサ株式会社	・ D F C A P A C I T O R、D F 式コンデンサ
	(12) マルコン電子株式会社 (13) 二井蓄電器株式会社 (14) 東京電器株式会社	・ 不燃性油入、NON - I N F L A M M A B L E L I Q U I D、シバノール入、D Fコンデンサのうちいずれかの表示があつて、型式が、C D ~、D ~、F C D ~、F C D E ~、K D ~、M C D ~、N C D ~、N H D ~、N L D ~、P F C D ~、S A ~、S D ~、S D A B ~、S D B ~、S D R ~、S R T - A I N R、S R T R ~、S R - ~、S S D ~、T C D ~、~ A D - ~、~ A K ~、~ A S T - ~、~ A S - ~、~ A T - ~、~ A - ~、~ E D ~、~ E D F ~、~ E D S ~、~ F C D ~、~ S D S ~、~ S D F ~、S P ~、で示されるもの (ただし、~は英文字又は数字、-はハイフンを示す)
	(15) 松下電器産業株式会社	・ A F 式
	(6) 三菱電機株式会社	・ 不燃性油入 ・ K A F、K A L、K A P、K B F、K B P、K E F、K E P、K G L、K L - 1、K L - 2、K L - 3、K U F、K U P、K T P
	(16) 日本コンデンサ工業株式会社 (17) 株式会社関西二井製作所	・ D F 式 ・ A I B、H P P、S A D、S A T、S F、S F A I、S P F、T C B、T C S、T E B、T E S、T P A、T P B、T P E、T P F、T P E I、T P F I
	(7) 日新電機株式会社	・ A F 式、A F P 式、不燃性油含浸、三塩化ビフェニール含浸、五塩化ビフェニール含浸
	(18) 株式会社指月電機製作所	・ 不燃性油入、D F、D F 式、L V - 1、L O W V A C C A P A C I T O R、P L、P P A、S A K、T H K ・ 型式が、A K、A L、B K、B L、C K、C L、D K、D L、F K、F L、H F T、H T G、K K、K L、K T D、K T M、K T Q、K T T、K T U、P、R A K、R A S、R D F、R M O、R W O、R Z O、S A K、S A S、S T D、S T M、S T Q、S T T、S T U、T H K、T H S、Z A、Z H、Z J で始まるもの (ただし、P F、P H F、P O M P、P P K、P P M で始まるものは除く。)
	(19) 株式会社帝国コンデンサ製作所	・ 不燃油、不燃性油、油入 D 式、不燃性絶縁油含式、不燃油絶縁式、塩化ビフェニール式、不燃性絶縁油式 ・ 型式が、A、B、C、D、E、F で始まるもの
	(21) 東京芝浦電気株式会社	・ 不燃性絶縁油入、シバノール、C D、P F C D ・ S (型式中、ハイフンの前の群が「 S 」で始まるもの)
	(11) 中国電機製造株式会社 (20) 古河電気工業株式会社	・ 不燃性油入 ・ 不燃性油、不燃性、A F 式不燃性油入

（付録） 銘板でわかる高濃度PCB含有電気工作物（その３）

● PCB内規の別表に掲げられた計器用変成器

電気工作物の種類	製造者名	表示記号等
(3) 計器用変成器	(2) 富士電機製造株式会社	・不燃性油入、富士シンクロール油入、富士不燃性合成絶縁油入、ポリ塩化ビフェニル使用
	(3) 株式会社日立製作所	・J（型式中、「J」が含まれるもの）
	(5) 株式会社明電舎	・A（型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの） （CAPX、CNPAX、PAX、PAXE、等）
	(6) 三菱電機株式会社	・CF、CLF、CNF、CSF、FH、HSF、TA、THF
	(7) 日新電機株式会社	・不燃油入、AF式 ・A（型式が「A」で始まるもの）
	(9) 株式会社高岳製作所	・1957年から1958年製造のもの（計器用変圧器または接地型計器用変圧器）、1958年から1959年製造のもの（計器用変流器）
	(10) 東光電気株式会社	・不燃性油入
	(21) 東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・S（型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの）

（付録） 銘板でわかる高濃度PCB含有電気工作物（その４）

● PCB内規の別表に掲げられたリアクトル、放電コイル

電気工作物の種類	製造者名	表示記号等
(4) リアクトル	(2) 富士電機製造株式会社	・不燃性油入、富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入
	(3) 株式会社日立製作所	・ J （型式中、「 J 」が含まれるもの）
	(5) 株式会社明電舎	・ A （型式中、ハイフンの前の群に「 A 」が含まれるもの（ただし、ハイフンが含まれないものもある。）。） （ N I F A、N I F A X、N I K A X、N I L A X、N I R A X、N I R G A X、N I R S A X、N I R S G A X、N I T A、N I T A X、N I T S A X、N O R A X、N O R A X Y、N O R S A X Y、N O T A X、等）
	(6) 三菱電機株式会社	・不燃性油入 ・ 1 9 6 8 年から 1 9 7 0 年製造のものであって、型式が、Z 3 1 3 6 5 5、Z 3 1 3 6 5 6、Z 3 1 3 6 5 7、Z 3 1 3 6 5 8、Z 3 7 7 8 1 9 のもの
	(16) 日本コンデンサ工業株式会社	・ S R D、S D
	(7) 日新電機株式会社	・不燃油入、A F 式
	(21) 東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・ S （型式中、ハイフンの後の群が「 S 」で始まるもの）
	(20) 古河電気工業株式会社	・不燃性油、不燃性、A F 式不燃性油入
	(23) 株式会社西島電機製作所	・不燃性油入
(5) 放電コイル	(7) 日新電機株式会社	・不燃油入、A F 式
	(21) 東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・ S （型式中、ハイフンの後の群が「 S 」で始まるもの）

(付録) 銘板でわかる高濃度PCB含有電気工作物 (その5)

● PCB内規の別表に掲げられたブッシングと一体となって構成されるもの

電気工作物の種類	製造者名	表示記号等
ブッシング (1)変圧器（電気事業者にあつては柱状変圧器を除く。）、 (2)電力用コンデンサー、 (3)計器用変成器、 (4)リアクトル、 (5)放電コイル、 (6)電圧調整器、 (7)整流器、 (8)開閉器、 (9)遮断器、 (10)中性点抵抗器、 (11)避雷器、 (12) O F ケーブルと一体となって構成されるもの)	(21) 東京芝浦電気株式会社	以下の条件を全て満たすもの（製造年及び型式は、ブッシング本体の銘板で確認すること）。 ・1966年から1972年製造のもの（一部1973年製造のものも含む） ・変圧器用若しくは壁貫通用のもの ・コンサベータ及び油面計を付属していないもの ・型式が、MEHW、MEHW2、MEHWR、MEW、MEWY、MHW、MHWY、MKEH1、MKEH2、MKH、MWで始まるもの